

自主防災セミナー

「どうするトイレ問題!～災害時のトイレ問題と対策～」

- ▶日時 2月13日(水)午前10時30分～正午
- ▶場所 「みらい」文化ホール
- ▶内容 男女共同参画の視点から災害時の最大課題といわれるトイレについて考えます。NPO法人日本トイレ研究所の講師が、「被災地のトイレ事情」「トイレ問題と健康の関係」「自宅でのトイレの備え方」などを詳しくお伝えします。
- ▶定員 250人
- ▶その他
 - ・ひととき保育の申し込み(2歳以上の未就学児)は1月18日(金)まで
 - ・このセミナーは、行田市自主防災組織リーダー養成講習会を兼ねています。
- ▶問い合わせ VIVA ぎょうだ ☎ 556-9301

認知症サポーター養成講座

- ▶日時 ①1月22日(火)②2月26日(火)③3月26日(水) どれも午後1時30分～3時
- ▶場所 ①南河原隣保館②地域文化センター③古代蓮会館
- ▶内容 認知症についての基本的な知識、認知症の方への適切な対応方法、相談機関などを学ぶ
- ▶対象 市内在住・在勤・在学の方
- ▶定員 各回20人(先着順)
- ▶受講料 無料
- ▶持ち物 筆記用具
- ▶その他 受講終了後にはサポーターの証として、「オレンジリング」と「埼玉県認知症サポーター証」をお渡しします。
- ▶申し込み・問い合わせ ①は1月4日(金)から、②は2月1日(金)から、③は3月1日(金)から直接または電話で地域包括支援センター緑風苑(須加1529) ☎ 557-3611(月～金曜日)

認知症サポーターフォローアップ研修

- ▶日時 2月13日(水)午後2時～3時30分
- ▶場所 VIVA ぎょうだ学習室
- ▶対象 認知症サポーター養成講座を受講したことのある方
- ▶定員 20人(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶持ち物 筆記用具
- ▶申し込み・問い合わせ 直接または電話で地域包括支援センター緑風苑

- ▶記事に関する問い合わせ 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

民生委員・児童委員の西山カツ枝さんが 埼玉県知事表彰を受賞しました



埼玉県知事表彰を受賞した西山カツ枝さん

11月14日に開催された「県民の日記念式典」において、民生委員・児童委員の西山カツ枝さん(長野)が、埼玉県表彰規則に基づく、社会福祉功労者として上田県知事から表彰されました。

この表彰は、県民の模範となるべき功績のあった個人や団体をたたえるもので、西山さんは、長年にわたり民生委員・児童委員として熱意をもって地域福祉活動に取り組み、社会福祉の増進に貢献してきたことが高く評価されたものです。

- ▶問い合わせ 福祉課トータルサポート推進担当(内線267・285)

男の料理塾

～魚をさばける男になろう!～

- ▶日時 2月9日(土)午後2時～4時30分
- ▶場所 VIVA ぎょうだ調理室
- ▶内容 スルメイカの皮剥ぎやイワシを手でさばくといった調理方法を学びます。
- ▶メニュー スルメイカの刺身、ゲソの酢味噌あえ、イワシのかば焼き
- ▶講師 島村州永さん(割烹主 魚けん・料理長)
- ▶定員 20人(先着順)
- ▶参加費 1,000円
- ▶持ち物 エプロン、タオル、包丁、三角巾またはバンダナ、スリッパ
- ▶申し込み 1月16日(水)～2月8日(金)に直接または電話でVIVA ぎょうだ(月曜日は休館) ※ひととき保育の申し込み(2歳以上の未就学児)は1月22日(火)まで
- ▶問い合わせ VIVA ぎょうだ ☎ 556-9301

市制施行70周年記念市民提案実施事業を募集します

本市は、昭和24年5月の市制施行から、今年で70周年を迎えます。そのため、この記念すべき節目の年を市民の皆さんと祝いながら、今までの足跡を振り返るとともに、未来へとつなげる礎にしたいと考えています。

そこで、市民の皆さんが企画・提案し、自ら実施する記念事業を募集します。頂いた提案は、市制施行70周年記念事業検討委員会で審査を行い、採択となった案件については、その事業費を補助します。

- ▶応募要件 市民の皆さんが企画・実施する事業で、平成31年4月以降に着手し、翌年3月までに完了するもの
- ▶応募資格 市内在住・在勤・在学の方。またはこれらの方が代表を務める団体やグループ
- ▶応募方法 2月28日(木)(必着)までに事業の名称、事業の目的と概要(内容)、収支予算案、応募者の住所・氏名・年齢・性別・電話番号(団体やグループの場合は構成員全員分)を明記の上(全て様式自由)、持参または郵送により提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市企画政策課
- ▶補助金額・対象 上限100万円とし、提案の内容により、予算の範囲内で補助します。ただし、食事代や飲料代、その他70周年記念事業の趣旨にそぐわない費用は対象となりません。
- ▶審査方法 各団体の代表や、市の関係課で組織する市制施行70周年記念事業検討委員会が、次の3つの視点に基づき審査を行い、採用の有無や補助金額を決定します。
 - ①市民がふれあい、一体感を深められるもの
 - ②まちの活性化につながるもの
 - ③市民の思い出に残るもの
- ▶その他
 - ・頂いた提案に対する採択の可否は、3月末ごろにお知らせする予定です。
 - ・採択が決定した場合は、4月以降に補助金の申請手続きをしていただきます。この申請手続き前に事業に着手した場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。
- ▶問い合わせ 市制施行70周年記念事業実行委員会事務局(企画政策課内 内線311・309)

訴訟最終通知書による詐欺にご注意ください

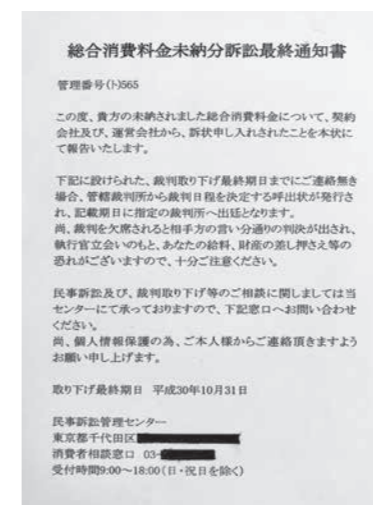
市内で、下のはがきのような「民事訴訟管理センター」や「国民訴訟お客様管理センター」などの実在しない機関をかたるはがきや封書による詐欺が多発しています。

このようなはがきが届いた際には、絶対に電話をしないでください。言葉巧みにお金を要求してきます。

はがきには、「民事訴訟」「裁判」「差し押さえ」「最終告知」など不安をあおる言葉が記載されています

が、慌てずに防災安全課、行田市消費生活センターまたは行田警察署 ☎ 553-0110までご連絡ください。

- ▶問い合わせ 同課防犯対策担当(内線284) または行田市消費生活センター(内線495)



総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(1)365

この度、貴方の未納された総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に關しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成30年10月31日

民事訴訟管理センター
東京都千代田区
消費者相談窓口 03-
受付時間9:00～18:00(日・祝日を除く)

実際に送られたはがき

長野県山ノ内町と「災害時における相互応援に関する協定」を締結しました



協定を締結した工藤市長と竹節義孝山ノ内町長(右)

12月13日、長野県山ノ内町と「災害時における相互応援に関する協定」を締結しました。

この協定は、本市または山ノ内町で災害が発生した場合に、資機材・物資の提供、被災者の一時受け入れなどについて相互に応援協力することを目的としたものです。

これにより、本市が締結した県外の市町村数は、7市町となりました。なお、県内においては全ての市町村と協定を締結しています。

- ▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)